

## 秋田県告示第185号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日  
令和3年3月4日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
日景板金工業株式会社  
男鹿市船越字前野115番地32  
代表取締役 日 景 淳  
秋田県知事許可（般－2）第8143号
- (3) 処分の内容  
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年3月3日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
令和3年3月9日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
渡部塗装所  
南秋田郡五城目町上樋口字切通42番地の1  
渡 部 春 美  
秋田県知事許可（般－1）第40696号
- (3) 処分の内容  
左官工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年3月4日付けで左官工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日  
令和3年3月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
秋田セントラル不動産株式会社  
秋田市保戸野通町5番37号菊谷ビル1F  
代表取締役 船 尾 教 司  
秋田県知事許可（般－29）第81747号
- (3) 処分の内容  
建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年3月8日付けで建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日  
令和3年3月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
石原工業  
秋田市茨島四丁目10番35号  
石 原 秀 文  
秋田県知事許可（般－28）第80320号

- (3) 処分の内容  
熱絶縁工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和3年3月9日付けで熱絶縁工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。